

令和7年第3回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年9月4日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	安	部	潤	一	2番	太	田	久	之
3番	鈴	木	ゆき	こ	4番	河	野	康	二郎
5番	岩	瀬	康	陽	6番	御	園	生	明
7番	松	野	唱	平	8番	大	倉	正	幸
9番	森	川	剛	典	10番	加	藤	喜	男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平	野	貞	夫	副町長	佐久間	静	夫
教育長	糸	井	仁	志	総務課長	河野		勉
企画財政課長	江	澤	卓	哉	企画財政課主幹	小澤	元	晴
税務住民課長	松	崎	文	昭	福祉課長	山本	和	人
健康保険課長	長	谷	英	樹	生活環境課長	三上	達	也
産業振興課長	石	川	和	良	建設課長	高徳	一	博
ガス課長	金	坂	美智子		教育課長	三ツ本		勝
教育課主幹	山	口	重	之				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日は公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年第3回長南町議会定例会第2日目を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第1、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位3番から5番までを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については、自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は1人原則1時間以内とします。

以上です。

◇ 河野 康二郎 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

4番、河野議員。

〔4番 河野康二郎質問席〕

○4番（河野康二郎） 議長のお許しが出ましたので、私のほうから一般質問を進めていきたいと思います。

昨日、加藤議員の一般質問の中で、児童・生徒のスマホに対する質問がありました。そこで答弁の中で、基本的にどういう指導をするのかということで、加害者にならない、そうですね、逆でした、被害者にならない、加害者にならない、手を貸さない、要するに加担をしないという、その3つのことが答弁で言われたと思います。

正直言って、私、今の時代の中で、非常に自分たちが心の中に留めておかなければならぬことだなというふうに思っています。今、フェイクや、それから今、これから私も質問しますけれどもICT、役場の中や学

校の中に入っています。そういうことに対して、どういう視点で気をつけていくのかということだと思うんですね。

世界的に言えば、そんなことは謀略や策略で使っていくというのは当たり前のことのように言われていますけれども、実はそれが当たり前になつたら、この社会はおかしくなってしまう。特に、子供たちにそういう視点を与えていつたら大変なことになつてしまうということだと思うんですね。だから、私たち大人が気をつけなければいけない。

特に町の執行部、それから議員、そういう意味では、自分たちが本当に全体の見本になるような形で、自分をいさめていかなければならぬんじやないかというふうに思っています。そういうことで、昨日の質問を聞いておりました。

私のほうから、まず1点目には長南町のホームページにおける各種会議録、これについてお聞きしていきたいと思います。

昨年の第3回定例会において、ホームページでの附属機関等の会議録の扱いについて具体的な対応を求めてきました。答弁のほうは、10月に要綱を策定するという答弁がありました。その内容を具体的に伺い、公開、公表のシステムづくりの意義と必要性について共有化し、要綱の目的とする取組の一助にできたらいいなということで一般質問をさせていただきます。

同時に、今、私たちの議会においては議会改革特別委員会の中で、附属機関等への議員の出席についてを課題に議論を深めています。これは、二元代表制の一方の議会を構成する議員が附属機関へ出席することの是非、それから、町政に関わる情報の収集の手段として獲得が必要だというふうに思い、そういう議論を今、議会の中で進めています。

したがって、住民にとっても議会にとっても、町政に関わる情報を即時的に、誰にでも分かりやすい方法で得ることが必要であるというふうに考えています。

そこで、質問させていただきます。

長南町附属機関等の会議の公開等に関する要綱、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 町附属機関等の会議の公開等に関する要綱につきましては、昨年10月に策定をしており、町の附属機関及び協議会等の会議の公開に関し、町民の町政に関する理解を深め、開かれた町政の実現をするために制定のほうをさせていただきました。

概要といたしましては、町の附属機関や諮問機関、協議会等につきまして公開を原則として、会議の名称や会議日時、議題、傍聴者の定員等を事前公表し、会議録を作成後、町ホームページに掲載、その内容の掲載期間や会議の公開に関する状況を年1回公表することとしております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） この要綱の中にも入っていますけれども、ホームページでの公開、公表の方法についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 公開の会議を開催する際は、先ほど説明をいたしました要綱第5条にのっとりまして、会議の名称、会議の日時及び場所、会議の議題、会議の公開または非公開の別、非公開とする場合においてはその理由、統いて傍聴者の定員、そして問合せ先を、会議開催の7日前までに附属機関等の会議開催のお知らせの様式を使用して、町ホームページに掲載を行います。

会議終了後は、速やかに附属機関等会議録の様式を使用し会議録を作成、会議録を作成した日から7日以内に町ホームページに掲載のほうをさせていただきます。

統いて、またホームページへの掲載方法に係ります職員への周知でございますが、昨年度、掲載方法等について説明会を実施しております。なお、職員への説明会での資料がガイドライン的な内容を含んでおりますので、改めてガイドラインという形では策定する予定はございませんが、今後も附属機関等の会議の公開に関する事務を滞りなく実施していくためにも、定期的な職員への周知に係る説明会の実施は必要なものと考えておりますので、年度当初に定期的な実施のほうを行ってまいる予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） この要綱の第2条第1項の対象となる附属機関についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） こちらの対象機関数ですけれども、本要綱に該当します附属機関数は全体で28機関となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） この会議の公開に伴うホームページによる公表のためのガイドラインの策定、こういうようなものを当初、求めていこうかなというふうに考えていましたけれども、この要綱と要綱に関わる資料によって、その答弁はあえて必要ないなど、要するにガイドラインは必要じゃないなというふうに思いました。

ここに至るまで、私、数回一般質問をさせていただいて、多少時間を要したなというふうな感は否めませんけれども、この間の執行部の真摯な取組について評価をしたいと同時に、議会の中での議会改革特別委員会の議論の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

ただし、ここでゴールだというふうには考えていません。完璧なものだというふうには考えていません。町政の透明性を深めるための情報公開の取組は、必要な情報を少しでも早く、正確に、分かりやすい方法で提供する不断の努力を怠ってはならないということだというふうに考えています。

この質問についてはこれで終わりにして、次に移っていきたいと思います。

生成AIの活用についてです。

質問の視点は、生成AIの活用によって会議の効率化、情報の即時性、正確性、業務の省力化などを図る必要があること。そして、生成AIの活用の環境整備として、ガイドラインの策定や、AIに関わる職員育成の

ための研修の充実などが必要であるというふうに考えて質問をさせていただきます。

生成A Iの活用状況についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在、多くの職員が、行政機関が活用できます行政専用A I マサルくんという名のソフトを、資料作成の際の参考として使っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 今、回答いただいたマサルくんについてお伺いをしたいところですけれども、事前に資料提供を受けましたので、この後の注意事項についての中で、使用できるA Iについてという項目がありますので、ここではこの項目で答弁をお聞きしたいと思います。

次の質問になりますけれども、生成A I活用のためのガイドラインについてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 生成A Iソフト使用の際の基準につきましては、昨年6月に町がデジタル化推進のため雇用しております地域活性化起業人により作成をされました、生成A Iを活用する際の注意事項を基に、職員に対して地域活性化起業人による研修を行いながら周知を図っております。

このガイドラインは、生成A Iの基盤となる仕組みでありますディープラーニング、深層学習と言いますけれども、ディープラーニングという分野の有識者で構成をされます一般社団法人日本ディープラーニング協会が策定をしておりますガイドラインに準じた内容でございまして、同協会のガイドラインは国内の自治体や企業で多く活用されております。

この注意事項には、まず町で業務利用を推奨している生成A Iとしまして、町で利用しているマサルくんは公務員の利用を目的としているA Iとして、こちらはO p e n A I 製のC h a t G P T、こちらを利用しておられます。

そのほかに、マイクロソフト製のC o p i l o t ですかぐーグル製のG e m i n i 、この3種類をクラウドのセキュリティ要件及び性能の観点から推奨をしております。この3種類とも、生成A Iのサービスとして別々の会社が策定をしているという内容となっています。

こちら、通常の利用は無料ですけれども、質問する情報はA Iの学習用に使用されてしまうので、使用する際は個人情報は入力をしないという注意が必要となってきます。当然、町で利用しているマサルくんは無償版を利用しておりますので、個人情報の入力を禁止しております。なお、有償版を購入することで個人情報の学習をブロックするということもできます。

クラウドのセキュリティの高さに関しては、参考としてこれら3社のソリューション、ソリューションというのは問題解決を目的としましたシステムということで、マイクロソフトアジュールのサービスとして、C h a t G P TやC o p i l o t 、グーグルクラウドのサービスとしてG e m i n i を国（デジタル庁）のほうでの事業でも利用を推奨しているということが挙げられております。

なお、マイクロソフトアジュールとは、マイクロソフト社が提供しております、インターネットを介してデータを管理するクラウドコンピューティングサービスであり、AIやデータ分析など多様なサービスを提供しています。

また、禁止事項としましては、人的要因による情報セキュリティーの観点から、1つ目として、個人情報や直ちに一般に公開することを前提としている情報など、機密性のある情報の入力、2つ目として、職員が正確性を確認しないまま、生成AIの回答をそのまま使用すること、この2点を禁止事項としております。

次に、情報の取扱いに関しては注意事項としましては、1つ目として、生成AIには間違いやうそが含まれるということ、2つ目として、著作権や商標、意匠権、個人情報など、他人の権利を侵害することがあることも十分注意をして、自分で確認をするように、注意事項として挙げさせていただいております。

最後に、利用可能な業務としましては、禁止事項や注意事項を遵守する中で、活用例として文書の下書きですとか要約、着想やアイデアを発展させるなどの業務を挙げております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 冒頭で申し上げましたように、今の社会で生きていくために必要な3点、心に留めておかなければならない3点というふうに言いました。そこの問題だというふうに私は考えています。行政が正確性を確認しないまま、あるいはフェイク、そういうようなものに加害者になってしまふ、あるいは加担してしまうというようなことはあってはならないことだというふうに思っています。

その点で、現在利用しています生成AIを活用する際の注意事項、これについて、位置づけについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） この注意事項ですけれども、地域活性化起業人が作成をしました注意事項については、町の職員が職務を遂行する上で、業務の効率化に寄与するために様々な場面で利用され始めている生成AIを利用する際の注意事項として作成のほうがされたものです。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） この作成の趣旨を達成するためにも、この注意事項の位置づけ、目的を明確に示す必要があるというふうに思っています。ちょっと皆さん、手元にないので、そのところちょっと分かりにくいかと思いますけれども、要は生成AIを使うに当たって注意しなければいけないものがこういうものがあるよと。その視点というのは、先ほど言ったような3点のことから発生していることだというふうに思っています。

したがって、先ほどの説明の中に、活性化起業人が作成をしたということで、それはそれで十分だというふうには思いますけれども、誰が何のためにそれを職員に配って、注意事項として指針を与えていたのかということでいえば、それは言ってみれば一つの公文書ですから、きちんと体裁を整える必要があるのではないかというような考え方です。

質問には、ちょっと自前というふうに書いてしまいましたけれども、趣旨としては全く違うものを自前でつ

くれということじゃなくて、同じでも構いませんから、その目的、位置づけを明確にしたガイドラインとしての策定の考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在、職員が生成AIを利用する際の注意事項としまして、活性化起業人が作成をしました生成AIを活用する際の注意事項について、こちらを利用しておるわけなんですかけれども、AIは日々進化しております。

現在、運用中の生成AIを活用する際の注意事項につきましても、ガイドラインの位置づけなどを加えた中で、今後、見直し、修正を行わせていただこうと考えております。

また、見直し後の内容を、新たに長南町生成AI活用ガイドラインとしてきちんと位置づけをさせていただき、運用のほうも行ってまいりたいと考えております。

なお、この運用に当たりましては、一般社団法人ディープラーニング協会が策定をしております生成AI利用のガイドライン、こちらを参考としながら、年度当初などで定期的な職員研修を行う中で、職員の生成AIの有効的な活用につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 今の答弁で、私の目的は達成できたかなというふうに思っています。

見直し、修正を早期に行っていただいて、併せてそれを具体的な形で説明できるような、あるいは統一見解が職員の中で全序的にできるような、そういう研修の取組もということで回答されましたので、ぜひそういう方向で取組のほうを強化していただきたいというふうに考えてています。

次に、文字起こしツールの活用、導入の考えがあるかお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 文字起こしツールの導入につきましては、現在、総務課におきまして、システムエンジニアの会計年度任用職員が作成をしましたソフトの試験運用のほうも行っております。こちら、動作内容や使い勝手等の確認をした後に、全序的に使用してまいりたいと考えております。

なお、このソフトは端末の中に言語モデルを組み込みまして、完全にオフライン環境で作動するため、情報漏えい等のリスクがないものであり、議事録等の機密性の高い情報を扱うのにも適した仕様と考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 今、紹介されたソフトの性能、それから特徴についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） こちらのソフト、まず機能としましては、あらかじめ録音したデータをアプリ内で処理をするものです。音声の取り込みと文字起こし、2つの機能しかないシンプルな構成となっておりまして、

特徴としましてはOpenAI社が公開をしておりますオープンソース、オープンソースというのはソフトウェアの設計図が公開されていて、誰でも無料で利用、改良できる仕組みのことを言いますが、オープンソースのWhisperというAIの仕組みを利用して、高精度に文字起こしができることとなっております。

このソフトはUSBの中で完結をしておりますので、文字起こしに必要な機能を全てダウンロード済みでございます。ソフトとして独立した運用となっておりますので、外部との接続を行う必要がございません。端末の中でデータを処理しているため、機密情報を外部に送信する必要がなく、安全に利用が可能です。

また、一般的な外部サービスのような従量課金が不要で、コストを抑えて利用ができます。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 先ほどと同じで、紹介されたソフトについて、会議の効率化、情報の即時性、業務の省力化、それについて、どんな形で貢献の度合いがあるかについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 会議や打合せの議事録を手作業で文字起こしをする場合、繰り返しの聞き取りや入力作業で1時間の音声データを文書化するために数時間要することもありますが、このようなソフトを活用することで自動でテキスト化された文書を読み直し、言葉の体裁やニュアンスのずれがないように修正する作業が必要となります、大幅な作業時間の短縮化が期待できます。

また、議事録の作成が迅速化することにより関係者との情報共有もスムーズとなり、事務事業の円滑化ですか生産性の向上にもつながるのではないかと、このように期待をしておるところでございまして、現時点ではソフトの試験運用中ではございますが、実用化できるように進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 再質問としてちょっと事前に通知をさせていただきましたが、ちょっと順番を変えさせていただきます。

再質問で、現在、試験運用中とのことです。そのソフトの利点を含めて答弁がありました。

ツールの選定に当たって、当該ソフトを含め、文字起こしツールの活用目的である会議の効率化、情報の即時性、正確性、業務の省力化などに資するツールを選定し、導入することが何よりも必要だというふうに考えています。また、生成AIの活用によって飛躍的に進歩し、様々なツールが存在している中で、先進自治体を参考にするなど、複数を対象に広く、用途に合ったツールから求めることが必要だというふうに考えています。

これ、ちょっと議会のほうでも、議会運営に当たっては、非常にこの文字起こしツールというのは有効なものだということで、いろんなところで今、このツールを使っています。そういう意味で、様々な用途を含めて、広く存在しているツールの中から選定をしていくというような、そういう視点が必要だというふうに思って、この質問をあえてさせていただきました。

選定の方法について、今、1つおっしゃられましたけれども、そのほかにどんな形で選定をしていくのかと

いう方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 文字起こしツールにつきましては、改めて見積りを取ったわけではございませんが、情報を収集した中では、一般的な事業者が制作をしておりますシステムは、議事録形式で始めから文字起こしがされているもので、買取りになるものは比較的高額となります。また、データをクラウドに上げ、文字起こしをするものは安価である一方、情報セキュリティーに対して不安なものも見受けられました。

その中で、ある程度町が望む精度で文字起こしができるツールについて、本町の会計年度任用職員のシステムエンジニアが作成した内容のもので今のところは対応ができるのかなど、このように判断をしております。

当然、予算のかけ方でさらによいツールは手に入りますが、今後、様々な分野でAIを活用したツールの必要性も出てまいりますし、文字起こしツールも日進月歩で進化をしていくことが見込まれますので、専門人材である地域活性化起業人の意見を参考等にしながら、費用対効果などを検討して広く情報の収集を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） このツールの導入については、先ほども附属会議等の情報公開に関連しますけれども、やはり即時性や正確性、そういうものが問われてくるというふうに思いますので、ぜひ早い時期の導入をお願いをしたいというふうに考えています。

導入の時期について、めどがついているようでしたらお話しいただければと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在、ソフトの試験運用のほうを行っております。不具合等の修正後、年内の職員への周知ですとか導入のほう、こちらを予定しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） ぜひ、今、職員が繁忙で、それから職員の数も十分に足りているというふうには見受けられませんので、こういう機器の導入を進めながら住民サービスの向上、そういうものを図っていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

先ほども言いましたけれども、議会もぜひそういう側面から有効なツールを、執行部の方々と相談しながら導入ができればいいなというふうに考えています。

次の質問に移らせていただきます。

カスタマーハラスメント防止についてです。

これも、昨年第3回の定例会において、カスハラの防止対策として条例の制定をすべきとする一般質問を行いました。残念ながら、最終的な答弁は、職員への不当な要求が出てきた場合に条例化を検討するというものでした。

この間、東京都や愛知県など条例制定が行われ、同様の条例づくりを多くの自治体が進めています。国は、雇用主が従業員を守るための防止対策を企業や自治体に義務づける法律を制定しました。また、千葉県では昨年、カスハラの実態調査を行い、今年3月に職員向けの対応マニュアルを作成したと発表しました。

これらの動きを注視しつつ、自治体に求められていることは、職員が傷つき、業務の遂行が阻害され、住民サービスが低下することを防止しなければならないということです。そのためには、出てきたら、発生したら条例制定を考える、このことを改めて、対応マニュアルを策定し、条例づくりに着手し、議論を深めていく必要があると考えています。

まず、1点目の質問になります。

カスハラ防止対策の検討状況等、カスハラ防止をめぐる情勢についての見解をお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） カスハラ防止対策につきましては、令和6年第3回の定例会でも一般質問を受けております。

その時点における本町の対応状況は、職員のプライバシー保護の観点から、1点目として、広報ちょうなん4月号掲載の職員配置を管理職のみに変更した点、2点目として、名札の表記を名字のみに変更の2点でございました。

その後の取組といたしましては、カスハラ防止について情報収集を進めながら、昨年12月に全職員を対象としたカスタマーハラスメント研修、こちらのほうを実施させていただきました。この研修は、カスハラ対応で有効となります傾聴力、クレーム対応、未然防止策など、全ての内容で職員が受講しやすい内容となるように、eラーニング形式で実施をさせていただいたところでございます。

カスハラ防止をめぐる情勢についての見解につきましては、本年6月に、改正労働施策総合推進法案が成立しまして、働く人が安心して働く環境整備に社会全体で取り組むことが求められている中で、全国の事例を見ましても、同じ質問を繰り返すような継続的、執拗な言動、大声で責めるなど威圧的な言動など、身边に起こり得るカスハラ事例が多々見受けられますので、町としても一層この対策について検討していく必要があると、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 答弁にもありましたeラーニング形式での研修、この検証についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 今回のeラーニング形式によります研修は、全職員を対象としまして、昨年12月2日から27日までのおおむね1か月の期間内に受講できる形式とさせていただきました。

対面形式で研修を実施する場合、講師を一日、役場に派遣し、午前と午後に分け2回から3回程度で実施をするような形が想定されますが、職員は出張や会議、窓口対応や現場巡回など様々な業務に当たっている中で、決まった日時で受講することが難しい職員も多いことから、今回、DX推進の観点からも、各職員の状況に応

じて時間取れるeラーニング形式での実施をさせていただいたところです。

研修内容は、カスハラの事例、応対方法、未然防止策など、こちらを12コマに分けまして全体で約3時間の研修でしたが、eラーニング形式では途中で中断することも可能となりますので効率的な研修となり、年末の多忙な時期ではございましたが、122名中115名の職員が受講することができ、各職員の対応スキル向上ですか、心理的負担の軽減などに寄与できたものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 先ほどの答弁の中にもありましたように、研修は極めて重要な役割があるというふうに思っています。

そこで、この研修の定例化、悉皆研修として位置づけ、実施をする必要があるというふうに考えていますので、その考えについて、何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） カスハラは、職員のメンタルヘルスに深刻な影響を与えるものでございまして、行政事務の執行上にも大きな問題を与えることから、全ての職員が定期的に研修を受講することで、職員がカスハラの定義や具体例、適切な対応方法を継続的に学び、いざというときに冷静に対処する能力を養うと同時に、安心して業務に集中できる環境をつくることが重要と、このように考えております。

このようなことから、カスハラ研修を一度きりとはせずに、各種研修とのバランスを考慮しながら、適切な時期に繰り返し実施をするように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 続きまして、これは本町の事例ではありませんので、一般質問になじむかどうかちょっと考えたんですけれども、県内自治体に影響が及ぶ、あるいは関係することからお伺いをする事項です。

千葉県カスハラ対応マニュアルが発表されました。これについてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 千葉県では本年3月、千葉県職員カスタマーハラスメント対応マニュアル、こちらを整備したと発表がされております。

このマニュアルは公表のほうはされておりませんが、発表の内容としましては、行政サービスの利用者等からの意見、要望等として対応すべきものを、安易にカスタマーハラスメントと判断するがないように留意をしつつ、社会通念上、不相応とされる要求等に毅然とした対応を行えるように、職員の基本的な心構えですか対応時の留意点、こちらのマニュアルを整備して、県民に対する対応を行っていくという内容として公表のほうをされております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎）　このカスハラ対策は、顧客サービスを重視する日本の風土の中で、迷惑行為の広がりが看過できないような状況になってきています。そういうことで法律化もされていると思うんです。

カスハラを許さない社会認識を共有化することが重要だとされ、様々な媒体、現場での啓発、教育を行うことで理解を深め、防止に資することができるんだと、多くの自治体でカスハラ対応マニュアルが取り組まれ、公表されています。

県のカスハラ対応マニュアル、公表せずに理解し難いものがありますが、県内自治体に提供しないとは考えていないと思いますので、ぜひ県のカスハラ対応マニュアルを参考にすることも含めて、早期にカスハラ対応マニュアルを策定し、カスハラ防止条例の制定が必要だというふうに考えています。

そこで、お伺いしたいと思います。

カスハラ対応マニュアルの策定、カスハラ防止条例の制定の考え方があるか、お伺いします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉）　職員が各種業務におきまして、窓口や電話等の様々な場面で遭遇し得るカスハラへの対応ですとか未然防止策等を考える上で、それぞれのケースに応じて柔軟に対応するバランス感覚も大切になりますが、基準がなければカスハラか否かを判断することは難しく、相手方からの苦情やクレーム、改善要望等が全てカスハラに該当するものでもございません。

そのような中で、カスハラ対応マニュアルを整備し、基本的な対応方法や組織的な考え方等を整理することは有効であると考えておりますので、カスハラマニュアルの整備に関する調査、研究等を進めまして、本町に適した内容のマニュアルを策定してまいりたいと考えております。

また、カスハラ防止条例につきましては全国的にも事例が少なく、確認できた中では東京都が6年10月、北海道が6年11月、三重県桑名市が6年12月、群馬県の嬬恋村が7年3月、群馬県が7年3月、愛知県が7年7月の6団体のみとなってございます。

カスハラ条例は、町職員に対しますカスハラに限らず、町内における事業所等、全てにおけるカスハラ行為等に対して禁止規定を設けるものとなりまして、未然防止策や対応手順について明文化することで幅広く効果が期待される面がある一方で、カスハラ行為を認定するための基準ですとか有識者による委員会の設置、公表や警告など様々な規定について慎重に検討する必要があることから、現時点におきましてはまずはマニュアル策定、こちらを優先的に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平）　4番、河野議員。

○4番（河野康二郎）　まず優先的にマニュアル策定を、それは考え方として非常に前向きになってきているということだというふうに思っています。

それから、条例の制定について6団体のみという、のみという言葉が入っていますけれども、実は法制化されて、それなりに自治体も含めて職員なり従業員を守っていくという、そういうことが定められていますから、いずれにしても策定をしていくということになると思いますし、多くの自治体でその準備を今進めているということだと見られます。したがって、そういうことで進めていただきたいということと、職員に限らずという

ことで、確かにそのとおりだと思います。今、コンビニやいろんなところでもポスター等が掲示されています。

そういうことで、社会全体でなくしていくというような、そういうこととして、特に行政がその啓発をしていく、先頭に立って進めていくというような意味も込めてマニュアル策定、その上には条例を制定していくというような、そういうものとして受け止めて、次の質問に入っていきたいというふうに思います。

非常備消防団についてです。

広域事務組合の課題について、一般質問になじまないというふうにされています。しかし、私、何回か、そのことを承知で質問をさせていただきました。

なぜかというふうに言えば、災害対策は個別自治体の重要な課題であり、また、今、広域組合ですから広域組合の構成員でもあるわけです。これまでも一般質問として取組を進めてきましたけれども、今回は長南町での現状を伺って、具体的な対応をどうしていくのかということについて求めていきたいと思います。

まず初めに第9支団、長南町の現状と課題についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 第9支団の現状としましては、長生郡市広域市町村圏組合消防団の組織等に関する規則には、本町には4分団、12部による構成が定められており、現在本町の定数は147名のところ、現数は126名となっております。

団員の減少に伴いまして、管轄部の統廃合については第9支団内でも検討を行っておりますが、定員を減らすことにより1人当たりの負担や管轄範囲の増加となることから、現時点で統廃合については想定をしておりません。

また、最大の課題でございます扱い手不足につきましては、就職や結婚などによる町外への転出、訓練や人付き合い、家族の理解が得られないなど、加入が任意であるため、一度拒まれますとなかなか入団につながらないということや、現団員の多くが町外の勤務地で勤務をしているということによりまして、日中の火災の出動を難しくしている状況にもつながっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 課題について、何点か答弁をいただきました。

その課題を解決するに当たって、統廃合は想定しないということで切り捨てていますけれども、そのことを含めてだというふうになると思いますが、課題解決のための取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 課題の解決策としまして、まず扱い手を増やすための消防団員の待遇改善につきまして、年額報酬及び出動報酬を総務省で定めております標準額に令和6年度から改正をしておりまして、報酬等の支給方法も各個人への口座振込での支給に変更のほうをさせていただいております。

次に、消防団員の負担軽減対策としまして、長期にわたります操法大会の練習への参加について、操法大会を理由に入団を拒否されるという例も過去多かったため、第9支団の消防操法大会も令和6年度から廃止とな

りました。

消防団員として火災現場等で活動ができるよう、消防活動の基本となります水出し訓練ですとか中継訓練、こちらは引き続き実施をさせていただき、消防団員の技能の向上、こちらのほうを図ってまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） その上で、現状における位置づけ、役割、そういうようなものがやっぱりあるというふうに思いますし、現実の活動範囲ということについてもあるというふうに思います。

そのことについて、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 消防団の位置づけのほうを申し上げますと、消防団は消防組織法に基づきまして、長生管内では長生郡市広域市町村圏組合消防団の設置に関する条例、こちらに基づきまして消防団の設置や名称、区域のほうが定められております。

また、長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び長生郡市広域市町村圏組合消防団の組織等に関する規則に基づきまして、支団に関する事項として、団員が遵守しなければならない事項として、災害への出動及び火災予防への警戒活動、消防車両や資機材等及び消火栓、防火水槽等の設備の維持管理などが定められております。

具体的な火災現場での活動内容は特に明文化されたものではありませんが、基本的には常備消防の後方支援を行い、消火活動の際の交通誘導、また火災が長期化した際の放水作業を実施している常備消防の交代要員としての活動もございます。

なお、消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平時、非常時を問わず、その地域に密着して住民の安心と安全を守るという重要な役割を果たしており、火災予防週間ですとか年末時の啓発の活動、こちらも実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 今、おっしゃられた答弁を具体的に整理して、明文化する考えはありますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現状における位置づけですとか役割、活動範囲につきましては、前の質問でもお答えをしました長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例では、第8条のほうに服務規律が、第11条に遵守事項、第12条、第13条に報酬や費用弁償の額が記載をされておりまして、長生郡市広域市町村圏組合消防団の組織等に関する規則には、団や支団に関する組織体制は明文化されておりますが、具体的な火災現場等での役割などは、広域消防団として明文化されたものはございません。

しかしながら、消防庁のホームページ、こちら、掲載されております消防団に関する説明内容には、消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員であり、地域における消防防災のリーダーとして、平常

時、非常時を問わずに地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担うとされておりますので、その使命を全うするため、災害時には条例でうたわれております服務規律や遵守事項に基づきまして適宜対応を行っていくため、支団長、副支団長を通じ、分団長、副分団長へ指示が伝わり、各部の部長から団員へ、集団行動を効率化させるための指示により、その時々で災害等の内容に即した対応を行っておりますので、災害現場等での具体的行動に関する活動内容の明文化につきましては、このようなことからご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 冒頭申し上げましたように、広域所管ということでお互いに議論をして、これをこういうふうな形で決めていこうということについては困難だということについてはよく分かります。

この広域での消防団というのは、全国でも珍しいというふうに聞いています。言われるよう、地域における消防防災のリーダーとして役割を担う消防団、安定的に機能を発揮するために広域消防団組織、人員構成をはじめ、消防団が担うべき活動を明確にした運営体制の確立が求められていると思います。

私が消防団をやっていた頃と今の現状は全く違います。しかし、規則や法律というものは全く変わっていません。そのことを変えるのは難しいかもしれませんけれども、現実に沿った消防団のありようというようなものについてきちんと議論をしていかないと、空中戦で終わってしまうという、ここでは議論できない、じゃ、どこで議論するんだよというような、そういう話になってしまいます。問題の解決には到達できないというふうに考えています。

そういうことで、ぜひ、構成員にもなっていることですから、そのところの議論を深めていただきたいということ、あわせて町の役割として自主防災組織の結成と、そしてその自主防災との連携、さらには消防団も含めた、地域も含めた防災士資格の取得などの支援策、そういうようなものを含めて、地域災害対策全般の機能化を目指す取組がやっぱり必要だというふうに思います。その中に消防団を位置づけていくということになるかと思います。

そのためにも、町行政として消防団の充実、機能化に、そして地域災害対策の当事者として責任を持った議論ができるような取組をぜひ、ここではお願いをしたいというふうに思います。

また、終わりになりますけれども、役場庁内の職員がおののの業務の目的、それを達成するための方法、そういうもの、また関連する課題を横断的に共有化する、そういう作風、風土づくりが必要だというふうに考えています。

実践で経験を重ねることも大事だというふうに思います。同時に、組織的に個々の職員を対象にした計画的、制度的な研修によって職員の成長、発展、そういう機会を公平に取り組んでいかなければならないんだというふうに思っています。

人口減少、過疎化の進行する中で、住民サービスの向上、持続可能な町づくり、そういうことの大きな力になると確信をしています。そういう意味で、職員の力に期待をしながら、私の質問については終わっていきたいと思います。

○議長（松野唱平） これで4番、河野議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からを予定しております。

(午前10時52分)

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 安 部 潤 一 議員

○議長（松野唱平） 次に、1番、安部議員。

[1番 安部潤一質問席]

○1番（安部潤一） 議長より許可をいただきましたので、一般質問のほう入らせていただきます。

改めまして、本日初登壇となります、議員番号1番の安部でございます。

4月の補欠選挙で議員となり、これまで接点のなかなかなかなかなかった先輩議員や執行部の皆様との対話の機会を得ることができました。そうした対話を通じて、皆様が立場を超えて町を良くしたいという気持ちが共通しているということが大変よく分かりました。ただ、長南町の課題というのは簡単に解決できるものではありません。課題を議員、執行部で共有し、検討で止めず小さな合意を積み重ね、改善と解決に向けて一歩ずつ形にできればと考えております。

今回の一般質問では、私の方で開催をさせていただきました意見交換会で多く出てきました町の情報発信、空き家問題、農業の継続性という3つのテーマを取り上げております。

それでは最初の質問は、町の情報発信体制を整えるです。

町の情報発信は、町民にとっては行政サービスを利用する上での基盤であり、安心して暮らすために欠かせません。例えば、防災や子育て支援、生活に必要な手続など、情報が分かりやすく届くかどうかというのは町民の日常に直結してまいります。

一方で、町外の人にとっては、情報発信は長南町を知る最初のきっかけとなります。移住や観光、農産物の購入など、町の魅力を伝えられるかどうかは町の将来の人口や産業にも影響してきます。

今回の質問の背景には、町民からホームページで必要な情報を探すのが大変だという声や、町外の人に向かた情報が少なく、長南町を知つてもらう機会が限られているという意見がございました。私自身も日々の住民との会話や意見交換会を通じて、こうした課題を強く感じております。町の情報発信を町民のためという観点と、町の将来のためという観点で、情報発信の体制をきちんと整える必要があると考えまして質問のほうをいたします。

それでは、質問要旨1の方に入らせていただきます。

現在の町の情報発信体制はどのような役割分担になっていて、各課間における情報連携や統括はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町の情報発信体制につきまして、情報発信をしております主な媒体ごとに申し上

げますと、まず広報紙広報ちょうなんにつきましては、各課から掲載の依頼のあった記事及び町民の方々へ周知が必要な情報等を企画財政課の広報統計係が取りまとめ、編集を行ったものを毎月発行しており、全戸配布並びに庁舎内、出先機関及びホームページにおいて閲覧できる形となっております。

また、町ホームページにつきましては、各課所管の事務事業に関する記事の掲載、更新は原則担当課にて行っておりまして、町全般に係る情報の更新等は広報統計係にて対応してございます。

町公式LINEにつきましては、各課より掲載依頼を受けまして、広報統計係にて原稿作成を行い、配信につきましては即時配信がSNSの魅力でもあることから、広報紙のような明確な締切りを設けず対応可能な限り各課の必要とするタイミングでの配信を行っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。今の答弁では、情報発信の機能が分野ごとに分かれている状況が確認できました。

実務面以外と言いますか、具体的な保険であったり、税務面であったり、それ以外のイベント以外の点につきましてはまだまだ改善の余地があるかなと考えておりますので、今後提案のほうできればと考えております。続きまして、質問の要旨2に入っていきます。

全庁的な情報発信を統括する担当またはチームを町長直下も含めて新たに設置する考えはあるかどうかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町といたしましては、Xやインスタグラム等のSNSを町の魅力発信手段の1つとして整備をしたいと考えておるところでございますが、それに加えまして、SNSで本町を検索してもらえるような宣伝広告も含め、DX推進計画において総合的な町の魅力発信が進められる体制を整備していくこととなると考えております。この中で全庁的な情報発信を統括する担当またはチームの設置も議論していくこととなります。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。情報発信の統括につきましては、DX計画に含めて検討とのことでした。DXというのは先ほども出てきましたけれども、横文字ということもありまして、言葉を含めてなかなか見えにくい取組になります。そのため、全体像や進行状況が町民と共有されれば、町民の理解というのも進んでいくのではないかと考えております。

そこで再質問となります。DXの基本計画を主導されている課と、その計画の策定の完了する時期についてお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） DX計画の主管課は総務課となります。この計画、DX関係は、令和4年度から各課等の担当から成りますDX推進部会と、町長を本部長としました町三役及び各課長等から成りますDX推進本

部会を設置する中で、町の行政サービスを変革することにより、住民の利便性の向上及び業務の効率化を図るDXについて、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としまして、昨年度からDX推進計画策定のため、現在推進部会により素案を作成中でございまして、今年度内での計画の策定を予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。先ほどと繰り返しになってしまふんすけれども、DXはなかなか見えにくい施策になっております。途中経過の公開というのが信頼に直結すると考えておりますので、四半期ごとであったり、節目節目ごとに進捗の共有をぜひご検討ください。

それでは、質問の要旨3に入らせていただきます。

広報やDX推進に特化した人材を、地域おこし協力隊や業務委託などで年度内に募集、または来年度の予算に計上して採用する方針があるかどうかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） DX推進に特化しました人材につきましては、昨年度から国の企業派遣型の地域活性化起業人制度、こちらを活用させていただいておりまして、一般社団法人おかえり集学校と協定を交わす中で、総務課にDX推進に特化した派遣社員を配置しております、任期も最長3年間となっておりますので、次年度も継続して派遣を希望する予定であります。その中で、DXを活用していく内部人材の育成、こちらも併せて実施できればと考えております。

また、今年度策定をいたしますDX推進計画におきまして、具体的な事業を推進するため、より専門的な知識を持った企業に対しての委託等も今後検討のほうをしていければと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。育成という方向性は理解できました。

ここで再質問になりますけれども、育成というのは誰がどのようなスケジュールで行っていくのかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 社会的にDX化が進展をしていく中で、行政のDX推進に加えて、生成AIの活用等デジタル化の需要は今後ますます様々な分野に広がりを見せていくことから、町職員のDXに関する基礎的な知識や技術の習得は必要不可欠となり、担当業務に応じて専門的な知識等を求められることも想定をされるところから、DXに関する人材育成は重要であると考えております。

今年度から千葉県自治研修センターが実施をします研修項目にDX人材育成研修、こちらが設けられたことから、今後総務課で専門研修受講者を取りまとめる際には盛り込んでまいりたいと、このように考えております。

また、総務省の外郭団体でございます地方公共団体情報システム機構、一般的にJ-LISと呼ばれておりますけれども、そちらの主催で毎年開催をされております地方自治情報化推進フェア、こちらでは、最新の自治体のDXの動向ですか、先進自治体の事例発表、各種ベンダーによりますプレゼンテーション等に参加することが可能で、情報収集ですか知識の習得に役立つことから、昨年度は町DX推進部会から参加のほうをさせていただきました。今年度も参加者を募っておりまして、今後このような機会や民間の研修等、こういうものも活用しながら人材育成に取り組み、本庁のDXの推進に役立てまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。DXの推進につきましては、大変中身の濃いプロジェクトになると思いますが、期待のほうをしておりまして、引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、質問の要旨4に入ります。

ホームページやLINEの情報構成や運用改善について年度内に再度設計をし直したり、それに伴う予算の見直しなどを行う予定というはあるかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） まず、ホームページ全体の見直しにつきましては多額の予算を要するため、財源確保及び費用対効果の観点から現段階では検討はしておりません。ご質問にあった内容につきましても、今後DX推進の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。ホームページに関しましては、多くの方から改善要望がございます。全体刷新というのは、工事でいうと大きな工事になってきますので、何か小さなことから始められないか、私の方からもまた提案できればと考えております。

続きまして、質問の要旨5に入ります。

町民の声を施策に反映するため、LINEアンケートやウェブフォームなどの仕組みを導入、運用する予定はあるかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） LINEアンケート、ウェブフォームなどの仕組みを導入、運用することによりまして、利便性の向上が図られ、町民の方の声を集めやすくするということにつながると考えられますので、検討を進める必要があるというふうに考えております。

なお、施策反映とは違う観点ではございますけれども、保育所においては保護者との連絡のやり取りを行うために専用のアプリを導入し活用している状況がございます。

また、一方で町民の方々からの率直な意見を直接聞き、町政への理解を深めていただくことも重要と捉えて

おりますので、先月から町長室開放も開始したところでございます。そのほか、各種イベントや座談会等の町民の方との対面の場も引き続き設けていきたいというふうに考えております。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。現在町長の行っている座談会の取組というのは、先ほど私の方から少し提案のほういたしましたオンラインによる情報収集に勝る取組だと思います。そのため、今後もぜひ座談会の方は継続のほうをお願いいたします。

一方、来られない人というのもいらっしゃいますので、先ほどとのお話と少しかぶってはきますけれども、システムを使うことで、こうした来られない方の声というのも拾える機会があると思いますので、ぜひこちらのほうのご検討を引き続き進めていただきたく、よろしくお願ひいたします。

次の質問は、空き家問題を起点とした町の景観と移住促進の改善になります。

空き家は町にとって2つの顔を持っていると考えております。1つは、移住希望者や町内で住まいを探す方にとって受皿となり得る資産としての空き家です。もう1つは、放置されることで景観を損ない、防犯や防災の面でもリスクとなる空き家になっております。町の景観が損なわれてしまえば、移住を検討している人に住みたいという気持ちを持つてもらうことが難しくなってしまいます。逆に、空き家をうまく活用できれば、移住を呼び込む力となり、町の活性化につながっていくと思います。

意見交換会や町民の方からも、草木が伸び放題で危ない、住める空き家がなかなか見つからないといった声をいただいております。こうした町民の声や現場の実態を踏まえ、空き家をリスクから資産へと転換していくために、現状の取組状況を伺いながら改善の方向性を探していくべきと考えております。

そこで、質問の要旨1に入りますけれども、第2期長南町創生総合戦略では、KPIとして5件との記載があり、ここで言うKPIというのは目標値を意味しておりますが、7月25日に調べた際に、6件の空き家バンクの登録がございました。今までどれくらいのペースで追加登録と成約があり、また、登録外の空き家全体の把握状況についてお伺いをいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 年度によって多寡はございますが、過去5年間におきます物件登録数を申し上げますと、年間約10件前後の追加登録となってございまして、令和3年度から今年度の現時点までに43件の物件登録に対しまして、個人の諸事情等により取り下げた10件を除き27件が成約となっており、現在6件の登録物件を町ホームページに掲載のほうさせていただいております。

空き家全体の把握状況につきましては、現在250件ほどの空き家があると把握しております。所有者の方に対しまして意向調査を行い、空き家の管理促進や利活用促進を行っておりますが、現所有者の方々は、今後の使用を検討したい、資産として保有したい、こういった理由から空き家バンクへの登録までにはつながりにくい状況がございます。しかしながら、意向調査により、少数ではございますが物件の売買、賃貸に対しまして前向きに検討されている方もいらっしゃいますので、引き続き調査を進める必要があるというふうに考えております。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。ちょっと細かいお話になりますけれども、先ほど年度単位で数字のほうを教えていただきましたが、管理上、月次単位で管理ができると次に取るべきアクションというのも見やすくなるのかなと思います。

続きまして、質問の要旨2に入ります。

管理不全の空き家に対して、町が草刈りなどの最低限の外観管理を行う仕組み、これは外部委託も含めておりますけれども、そのような仕組みを検討しているかどうかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 管理不全空き家の対応につきましては、ほとんどの場合、相続が発生しておりますことから、相続調査を行いまして、相続人の方に適正な管理をお願いをしているところです。

現在まで通報を受けた物件のうち、相続人が不明なものは発生をしておりません。令和6年度は8件の通報があり、依頼をした結果、2件が対応済みとなっており、令和7年度は3件の通報があり、2件の依頼を行い、1件は相続調査のほうを行っております。個人の財産でもありますことから、引き続き所有権を有する方に適正管理を依頼してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。相続人不明がゼロというのはきちんと調査をされているということが分かりまして、大変安心いたしました。また、外観管理につきましては、他の自治体の取組なんかを調べていきながら、少ない負荷でできる方法を模索できればと考えております。

続きまして、質問の要旨3に入らせていただきます。

空き家対応の人員不足対応として、外部人材の配置や近隣の不動産業者との連携による空き家対応強化の方針があるかどうかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町内におきまして不動産業を中心に営んでいる方は1件というふうに認識しておりますが、事業者数的にも厳しい状況の中で、不動産業の業界団体との連携なども視野に入れて今後は進めたいきたいというふうなことを検討しております。

また、令和6年度より新たに地域おこし協力隊を委嘱し、空き家対応に向け移住定住促進や交流人口の増加等による地域活性化に取り組んでいるところでございます。現隊員は2年目を迎えて、今後、本町での定住を希望する中で不動産業の起業を予定しており、宅建士の資格取得に向け活動しております。起業した際には、空き家バンクへの登録促進など空き家対策事業の促進につながるものというふうに考えております。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。現状の改善に向けて、既に一空き家を取り扱う会社のアキソルとの連携であったり、今お話がありました地域おこし協力隊も頑張っておりますので、相乗効果が出るような仕組みを提案できるように、私の方でも検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、次の質問事項は、農業の継続性をどう守るかに入ります。

このテーマにつきましては、私自身、一番の緊急課題と感じております。なぜなら、農業は長南町の基盤であり、町民の生活や景観を支えるだけでなく、町の未来そのものを左右するからです。

私の近所でも、そろそろ田んぼをやめようかという声を耳にするようになっております。これは私の肌感覚でありますけれども、特にここ5年ほどで一気に耕作放棄地が増えるのではないかという強い危機感を持っております。農地が荒れてしまえば景観が損なわれるだけではなく、次世代への農業継承のチャンスも失われてしまします。

一方で、農地がきちんと集約され、担い手が確保されれば、町の農産物のブランド力を高める可能性も出てきますし、スマート農業や有機農業といった新しい形にも挑戦できる余地が出てきます。町民の方からも、田んぼが減って寂しい、地域の景色が変わってしまうのではという意見も聞いております。

今回は、農地の集積、担い手の確保、新しい農業の方向性という3つの視点から、農業の継続性をどう守つていけるのかということをお伺いしたいと思います。

それでは、質問の要旨1に入らせていただきます。

農地集積率を50%以上に引き上げていくため、現時点での具体的な取組実績と今後の活動計画についてお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 農地集約につきましては、まず町全体でございますが、農地面積1,784ヘクタールに対し411ヘクタールを集積し、集積率23%となっております。現時点の取組は、規模縮小や離農する農家が農地を安心して賃借できる体制を推進し、農用地の有効利用と地域担い手への経営規模拡大及び農地の集団化を図るため、経営規模拡大農地集積奨励補助金を交付しております。実績といたしましては、基盤整備済み農地712ヘクタールに対し、390ヘクタールを各営農組合、大規模農家等が集積し、基盤整備済みの農地の集積率は55%となってございます。

今後の農地集積の活動については、基盤整備済み圃場は借手が見つかるものの、基盤整備を実施していない谷津田などは不整形や小面積、あるいは用排水路使用などに労力がかかるなどの圃場は、なかなか借手が見つからない状況のため、慣行栽培以外の水稻や水稻以外への作物の転換が可能かどうか、県改良普及課また農地中間管理機構などと相談し、集積向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。谷津田に関しましては、今、私の仲間と、現在無農薬の田んぼの取組を都内の人を呼んで一緒に作業しているというプロジェクトをやっております。もしかしたら、これは参考になり得る取組になっておりますので、後日情報のほうをお届けいたします。

それでは質問の要旨2に入ります。

協力隊、新規就農者、企業誘致などによる担い手確保について、町としての施策を来年度に向けて取り組む予定があるかどうかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） ここ5年間の農業関係の地域おこし協力隊、認定新規就農者、企業経営体参入の状況は、協力隊員が1名、認定新規就農者が7名、水稻への企業経営体4企業体が各地域での営農活動を展開していただいておりましたが、認定新規就農者1名、これはレンコン農家でございましたが、離農をされたところでございます。

このようなことから、町特産品であるレンコンの営農、就農先情報発信として、地域おこし協力隊の募集を町ホームページ、町広報紙、農業大学校関係者等を通じて行い、申込み者があつたものの、要件を満たさないことから採用までに至らなかつたところでございます。現在もこの協力隊員の募集については継続中ではありますが、もし採用とならなければ次年度も継続して募集し、レンコン農家の担い手確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。取組が続いているということは大変心強いのですが、周知がもっと広がれば成果のほうは大きく変わってくるのではないかと考えております。

また、先ほど募集のお話がありましたように、町のホームページを拝見させていただきました。大変魅力的な内容になっておりますので、私としてはもっと知つてもらいたい。知つてもらう範囲を広げるためにはどうしたらいいかというところで、先ほど情報発信の話もありましたけれども、SNSなど何か情報をもっと知つてもらうためのツールの活用計画等はあるかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） SNSを活用し、確かな情報を広く周知するとなると、町公式アカウントを使用することが望ましいのではないかと考えますので、関係課と協議をした上で決めてまいりたいと思います。

また、町からこのような募集があるとの情報を、町で採用している各協力隊員や認定新規就農者にSNSで発信してもらうことも周知の1つではないかと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。情報発信に関しましては、私のほうでも協力隊の友達がおりますのでその旨を伝えておきます。

また、私自身のほうでも情報の発信をしていければと考えております。

続きまして質問の要旨3に入らせていただきます。

スマート農業、有機農法などの次世代型農業について、町として導入支援、促進の取組状況があるかお伺いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 取組状況は、まずスマート農業でございますが、令和2年度水稻病害虫防除の散

布方法を無人ヘリから町内営農組合等にドローンを配備し、水稻の作付品種に応じた散布が実施できるよう支援をいたしました。スマート農業は、農作業の省力化などに有効であるのではないかと考えておりますので、利用しやすいラジコン草刈り機の導入などを今後検討してまいります。

次に、有機農業等でございますが、国が勧めるみどりの食料システムに基づき、環境保全型直接支払交付金事業に取り組んでおります。本町では、町内で1グループの組織を作り、有機農業やカバーコロップの取組を実施しております。有機農業の促進でございますが、近年、このみどりの食料システムを踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、いわゆるオーガニックビレッジ、これの創出に取り組む市町村が増えております。オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことを言い、県内でも6市町村がオーガニックビレッジの宣言をしております。本町も慣行栽培から急に有機栽培へと転換とはいかないとは思いますが、環境保全型農業で4名の方が有機農業に取り組まれており、今後、地域計画で耕作者未定となっている農地を集積、拡大を図り、安定的に学校給食や直売所などへの消費量が見込まれるのであれば、オーガニックビレッジの宣言も有機農法の拡大の取組の1つではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 1番、安部議員。

○1番（安部潤一） 答弁ありがとうございます。また、オーガニックビレッジという新しい取組の可能性の言及、誠にありがとうございます。

本日取り上げた3つのテーマは、一見すると別々の課題に見えますが、実は一本の線でつながっております。情報発信が整えば、町外の人に空き家や農業の魅力を知ってもらえますし、空き家が活用されれば、移住者や新しい担い手が増えてきます。農業が統一すれば、美しい環境や地域産業が守られ、次の世代へと引き継がれてていきます。こうした好循環をつくり出すことが長南町の未来を支える基盤だと私は考えております。もちろん、これらの課題はすぐに解決できるものではありません。私としては、行政任せだけにはせずに町民や外部人材を巻き込んでいきながら、提案と改善を積み重ねていくことが必要と考えております。本日の一般質問がその第一歩になっていくことを強く願っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで1番、安部議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前1時42分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時01分）

◇ 大倉正幸議員

○議長（松野唱平） 一般質問を続けます。

次に、8番、大倉議員。

[8番 大倉正幸質問席]

○8番（大倉正幸） 8番議席の大倉です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

お暑うございますという挨拶をしようと考えてきたんですが、今日は大変過ごしやすい天候になりました。ただ台風15号が発生して、今夜あたりから関東地方も大雨が降るかもしれないということあります。大きな災害にならなければいいなというふうに思っております。

日本は、今年、大分気候変動というか、記録的な猛暑、日数が更新されたり、また熱中症で病院に運ばれる方も多数いらっしゃったと聞いております。また逆に、線状降水帯がにわか雨、豪雨によりまして、国内各地で床上浸水等の被害が大分出ているというふうにも聞いております。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

私、約4年ぶりの一般質問です。私が議会を離れている間に本庁舎が完成しました。また議場も、このように立派できれいな議場になりました。採決の表決システムやロビーでの生放送など、私にとって目新しいことが満載です。こういうモニターも大変初めてだと緊張しております、あまり心臓によくないなというふうに思っています。

それから、もう一つ私が4年ぶりということで、私自身が変わったことがあります。髪の毛と、それから体重が変わりました。増えたか減ったかは皆さんご覧になれば分かるかと思いますけれども、私は4年間で大分変わってしまいました。

この新庁舎の計画しているとき、その当時の総務課長が3階の設計について、私に意見を求められました。各部屋の配置とか、それから傍聴席のアプローチとか、傍聴席の構成とか、その辺のことを私提案させていただいたんですが、ほとんど採用していただきまして、非常に感謝しております。そのときの設計料はいただけませんでしたけれども、非常にその辺は残念に思っております。

建物の配置についても、その当時、元あった今の駐車場の場所に建て替えるか、あるいは今建っている保健センターに並べて建てるか、議員の間でもほとんど真っ二つに分かれて議論した記憶があります。私は、保健センターに並べて、今の場所に建てようということを強硬に主張しました。理由は、現在見ていただければ分かるんですけども、新庁舎を奥に建てるこによって、広々とした大きな駐車場を造ることができました。なおかつ、公民館を駐車場から見えるように玄関を造れば、一つの大きな駐車場から役場、公民館、両方へのアプローチができるということで、非常に最適な位置関係になると考へたわけです。今公民館の予定地は白紙になっているというふうに聞いておりますけれども、議員もこういう考え方の者がいるということを執行部の皆さんにおいては、頭の隅にでも入れておいていただければというふうに感じます。

では、質問に入っていきたいと思います。

まずは、軽自動車の自動車税の一部減免についてということで伺います。

これはちょっと件名と要旨だけ見ていただくとあまりびんとこない質問かもしれませんけれども、徐々に分かっていただけるかなというふうに思っております。

まず第1にお聞きしたいことは、長南町に登録している軽四輪車ですね。軽自動車の四輪車、この台数。軽

四輪車の町に登録している台数を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 本町の課税台帳に登録されている四輪以上の軽自動車の登録台数は、本年4月1日現在、3,660台でございます。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 4年ぶりということですみません。4月現在、3,660台の軽自動車が長南町に登録されているということです。その中で、恐らくは新車登録から13年以上を経過している自動車があると思います。その台数を教えていただきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 四輪以上の軽自動車3,660台のうち、新車の新規登録から13年経過しました車両は1,366台でございます。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 3,660台中1,366台の13年を経過した軽自動車が走っていると。3分の1以上の軽自動車が既に13年を経過していても、なお元気に走っているということです。

本題に入りますが、自動車税、あるいは車検のときに、皆さんにお支払いする重量税、これが新車登録から13年を経過すると割増しになるんです。普通自動車は県税ですから、町税である軽自動車のことについて話を進めたいと思うのですが、軽自動車税といつてもいろいろ種別がありまして、調べてみたところ、まずは軽乗用車と軽貨物車というふうに区別されます。これは、恐らく4ナンバー、5ナンバーのことかと思うんですけども、軽乗用車、それから軽貨物車の中でも、また自家用車と営業車というふうに区別をされます。ですから、町なかに走っている軽自動車は、実は4種類に分類されるということになるかと思います。

それから自動車税については、平成27年4月から自動車税が変わりました。若干、やはり税金としては平成27年から高くなっています。ですから、そうなると計8種類の自動車税が発生しているわけなんです。その8種類の軽自動車なんですが、これがおのの新車登録から13年経過すると、また自動車税として重加算税というんですか、重課税というんですか、税金がまた割増しになります。ちなみに私が今乗っている5ナンバーの軽ワゴン車ですけれども、登録が2005年ですから、20年前の車です。その当時、年額軽自動車税が7,200円でした。私中古車で買ったので7,200円払った覚えはないんですけども、それが今現在、毎年来る自動車税は1万2,900円です。ですから、これは計算すると5,700円ほど税金として上がってしまっているわけなんです。上がってしまっているというか、それで納めているというか、そういうところです。

というか、増税額は、先ほど言った貨物だの、乗用だのそういう種別ごとに違うんですけども、増税の額は、年1,500円から5,700円上がるということで、長南町でも先ほどの1,300台ほどは、これだけの金額が重加算として割増しされているということが分かります。

自動車税というのは、参考までにお話ししますと、身体障害者、この方々には申請すれば減免措置があります。私の母親が1級の身体障害者ですので、この減免措置の恩恵をあずかっております。あるいは、電気自動

車を代表されるエコカーと言われるものに対しても自動車税は減免措置があります。

そういうところを鑑みまして、町として、税金が13年たって上がってしまうという部分ぐらいは減免していただければどうなのかなというふうに私は考えたわけなんですが、これに対して、町のほうのお考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 平成28年度から環境性能に優れた軽自動車は通常より税率が低くなり、反対に新车の新規登録から13年を経過しました車両には税率が通常より高くなるグリーン化特例が導入され、現在はカーボンニュートラルなどを目標といたしまして、全国的に実施のほうがされております。

本町における軽自動車種別割の減免につきましては、税の公平性の観点から、自動車が障害者の方の足として使用される場合や、生活のため公私の扶助を受けている場合などに限定して適用のほうをしております。

自動車を大事に乗り続ける、物を大切にすることは大切なことであり、結果的に経済的なメリットにつながることは十分に理解のほうしておりますが、他方で自動車税制につきましては、環境問題、そして道路の維持管理といった様々な側面から考える必要がございます。

普通自動車を含む自動車税制の見直しについては、国の制度設計でございますので、町独自で全体の税制の在り方がある中で制度全般を見直すということは難しいと考えます。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 国の税制制度から下りてきているもので難しいかなという考えはあります。そして、13年で新しい車になるべく買い換えるさいよということは、やはり新しい車は燃費がいい、あるいは燃費のおかげで二酸化炭素の発生量ももしかして少ない。そういうことによって、国はそういう指導的立場ということで、なるべくなら新しい車を13年以内に乗り換えれば税金が安いよということだと思います。

ただ、先ほど課長おっしゃったように、物を大事にするとか、そういう考えも大事だと思うんです。日本は車検制度が非常に厳しくて、自動車を長く乗り続けるということは、それほど難しいことではありません。また長南町に関して言えば、農家とか、あるいは事業用で乗っている方は、やはり動けばいいという考え方で、使い潰すまで、壊れるまで乗る。あるいは高齢者の方は、いつまで乗れるか分からぬから、新しい車に今さら乗り換えるわけにはいかないとか、そういう考え方の方が多いんじゃないかなと思っています。自動車がないと生活に困るという本町の特性もあります。

そういうところから、なかなか国の施策ですからということで難しいかとは思いますが、できないことはないんでしょうかね。長南町ってすごいことをしているなというふうに周りから見ていただけるということもいことじやないのかなと思いますので、町長がもう少し調べてみろと言われれば課のほうも動きやすくなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のことをお願いしまして、この質問は終わります。

2番目の本町の将来についてと、大げさな件名なんですけれども、長南町第5次総合計画における第三者機関、この第三者機関というのは国立社会保障・人口問題研究所、それを指すのかなというところですけれども、その人口推計によると、本町は2040年には4,509人、2050年には3,189人という推計が出ております。

町は、この推計の数字を町政の判断材料として妥当と考えているのか、いや違うよというふうに思われてい

るのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、人口変動要因である出生、死亡、人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計しておりますが、変動要因につきましては、現在の傾向が変わらなかつたとすればという前提に基づくものでございます。

したがいまして、この前提を踏まえた上で、本町の将来人口を推計するための基準となる重要な情報源という点では妥当であるというふうに考えております。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） この数字は妥当であろうというふうに答弁をいただきましたが、妥当と考えている場合、この数字を具体的にどのように捉えているか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 先ほど答弁させていただきましたとおり、出生、死亡、移動といった人口変動要因が現在の傾向と変わらなかつた場合の基準の数字として捉えております。

町といたしましては、この基準に対しまして、人口減少が現在の傾向よりも改善するように、各種施策、事業に懸命に取り組んでいるところでございます。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 取り組んでいるという答弁をいただきました。この推定どおりに推移した場合、2050年には、つまり25年後には現在の人口の半分以下になつてしまふということです。そのときの問題点を、恐らく問題点がたくさん出てくると思うんですけれども、いち早く把握して、今のうちに対策を考えるべきだと思いますが、先ほど取り組んでいるということでしたけれども、その辺もう少し詳しく町の考えを伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町といたしましては、申し上げたとおり人口減少が改善するように取り組んでいるというところでありますけれども、議員のご質問にあつたような、一方で人口推計にあるような大幅な減少に対する対策も進めていく必要があるというふうに考えております。

現在の取組といたしましては、地域資源としての空き家の利活用、DXの推進による行政サービスの効率化などに取り組んでおりますが、人口が減少したとしても、今までと同様の行政サービスを提供する中で、町民の皆様が生活を送れるようにするためには、町の財政状況を健全に保つことが必要だと考えております。そのためには、企業誘致などによる地域経済の活性化、雇用創出、税収の確保などの取組も必要であるというふうに考えております。

また、地域の実情に応じたインフラの整備など、限られた地域資源を有効活用し、持続可能なまちを構築するための選択と集中を行っていく必要があるというふうにも考えてございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 午前中の質問で河野議員から消防団の話がありました。人口半分になれば、若い人たちも恐らく半分以下になるでしょう。そういうところで消防団を維持していくためには、現状では、特に再編というような考えはないというような答弁を総務課長されていましたが、それならば、例えば人口が何人ぐらいになつたとき、あるいは若い人たちがどのくらいになつたとき、こういう再編とかを考えるんだよというような目安的なものとか、あるいは話変わりますけれども、デマンドタクシーとか、今買物ツアーもされているようですけれども、そういうところもこれからは、もしかしたら回数を増やしていくかなければ、あるいはデマンドタクシーの台数を増やしていくかなければ町が成り立たなくなってしまうのかもしれないなというふうに、私は感じております。

私たち議員も、あるいは首長もそうかもしれません、選挙のときは、私は10年後、20年後の長南町を一生懸命考えますとかいうような話をしながら遊説するわけなんですけれども、いざ序議になつてしまふと、目のこともたくさんありますと大変なことは大変なんですけれども、なかなか先のことを見越して考えるということが、私だけではないと思いますけれども、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

今後は、こういう問題は大事になってくるのかなというふうに思っていますので、また町のほうと議員といろいろこういう話を深めていければなというふうに思っています。

次に、子供に関する問題について少し考えてみたいのですが、もちろん人口が半分になれば子供は半分以下になるんでしょうが、例えば2040年、あるいは2050年のゼロから4歳、あるいは5歳から9歳、その辺10歳以下の人口推定を、まず伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）におきましては、2040年のゼロ歳から4歳は52人、5歳から9歳は70人、2050年のゼロ歳から4歳は34人、5歳から9歳は48人の人口推計となります。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） これは1学年ごとの数ではなくて、ゼロから4歳、あるいは5歳から9歳という四、五歳刻みのところでの人数ということで、ならせば10人足らずのところも出てくるのかなというふうに思います。

そこで、このゼロから9歳あたりを扱う保育所、あるいは小学校、9歳だと中学生になりませんけれども、小・中学校、その辺の運営についてですが、私は近隣の町との連携とか、あるいは統合とか、そういうことを考える時期が近いうちに来るのではないかと思っていますが、その辺のところをどう考えているのか。これは、保育所と小・中学校は所管が違いますので、まず保育所についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 子育て支援施策の一つである保育サービスの充実は、町の重要な施策でありますので、たとえ少子化が進行したとしても、子育て世代が安心して預けられる保育所として存続をさせていきたいと考

えております。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 存続させたいという答弁をいただきました。

長南町は長生学園もあるんですよね。長生学園にもある程度の子供たちが通園しているということですが、今後、長生学園との連携とか統合とか、あるいは近隣の町でやっているこども園とか、そういうことに関してのお考えはありませんでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 現時点では長生学園との連携等の予定はございません。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） ないと言い切られてしまいましたけれども、本当に私、町に一つ保育所がなきやいけないのかなと。よそと一緒に駄目なのかなというふうに思うところもあるのですが、これはまた子供がもう少し減り始めてから考えなきやいけないのかなというふうに思っています。

同じ質問になりますけれども、小・中学校に関して、近隣の町と連携、あるいは統合、そういうことは今のお考えでいるのかどうかお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） 児童・生徒数の減少は見込まれていますが、現状他町との学校統合を考慮しなければならない状況とはなっておりません。

20年、30年後など、将来のことを鑑みると町人口減少に伴い、児童・生徒数の大幅な減少も考えられます。ただし、学校教育法において、各市町村に小・中学校の設置をしなければならないこととなっております。児童・生徒数が少数となった場合は、他市町村との組合立学校設立のほうも考えられますが、様々な折衝や子供たちへの心身的配慮など、慎重な協議が必要であると考えられます。

また、他町との連携についてですが、児童・生徒数が少数となった場合につきましては、子供たちにとってよりよい学習活動が図れるように、校長とも協議しながら、他市町村、近隣の学校とともに修学旅行、運動会、校外学習、合同学習会など、連携を図っていけたらと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 学校教育法により、やはり町には1校必要だということです。何年前でしょうか、当時の長南小学校区で出生数がゼロ人のときがありました。その時から、ゼロ人で長南小学校を運営していくのは難しいということで統合の話が出たかと記憶しております。

私も適正配置検討委員会等の委員をやらせていただきました。出生数ゼロの子が小学生に上がるまでの数年間をかけまして、小学校の統合をまとめました。まとめたといいましても、そのときは、まずは長南小学校と豊栄小学校を統合しましょう。西小学校、東小学校を統合しましょう。その後、ゆっくりと新しい長南小学校の校舎を造り、全体としての1校の長南小学校にしましょうというようなことを決めた覚えがあります。

その後、平野町長の英断で、2校ずつという合併を省いて、いきなり1校の小学校を造りました。これは非常にすばらしい考えであったのかなと。2段階踏むよりも、これやっちやつたんですから、すばらしいことだったのかなというふうに思っております。

それが、今度は長南全体の長南町の長南小学校として数が減ってきてしまったということで、数年前の長南小学校区と同じような状況が、これから何年か後にもしかしたら出てくる可能性があるわけです。

そこで、先ほどの連携とか、統合とかという話になるんでしょうけれども、これに対しては、やっぱりメリット・デメリットがいろいろあると感じております。少数で教えれば学習に関しての密度が上がるというようなこともあるでしょうし、いやいや体育、その他、団体生活、団体行動をするためには、やはりたくさんの人数の子供たちがいる中で勉強させたほうがいいとか、これは人それぞれの考えもいろいろあるかとは思いますので、今ここでどうこうとか言うことはできないと思いますが、私は個人的に、やはり大人数の中で鍛えたほうが子供たちのためにいいんじゃないのかなというふうに考えています。

通学時間とか、いろいろな制約が出てくるとは思うのですが、私たちの子供の頃の話をするのもちょっとやばかもしれませんけれども、例えば私が通っていた長南小学校などは、坂本小学校から吸収合併して、坂本の子たちも長南小学校に通っていました。1時間以上歩いて来る子たちもおりました。時代が違うといえばそれまでなんですけれども、やはりたくさんの子供たちの中での学習環境が私はいいのではないかというふうに思っています。

先ほど連携という意味ではあり得るという話もありました。これもすぐには答え出ないんでしょうけれども、なるべく早い時期に、子供が減り始めた時期ではなく、その前から少し考えを巡らせていただければというふうに考えます。

4番目の要旨です。今度は住宅について質問させていただきます。

私、ちょうど4年前、一般質問において、米満のサニータウンが非常によかったですという話をさせていただきました。そこが成功したのだから、第2、第3のサニータウンを分譲すべきではないかという質問をしました。

そのときの答弁が、今後は町がタッチすることではなく、不動産業者、民間業者、そこに任すべき案件であるというような答弁をいただきました。それから4年近く経過したんですが、町内での分譲地計画というのは、いまだ私の耳には聞こえません。どうでしょう、その辺の経過を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 以前の一般質問で答弁させていただいたとおり、宅地を分譲して売り出すということとなりますと、現在所有している町有地には適地がないため、用地取得から造成を行った場合には多額の費用がかかることとなり、町の財政負担は相当大きいものとなります。

したがいまして、住宅施策は民間事業者に任せるべきと考えておりますし、過去に小規模なものについては、民間事業者から町に相談があったものもございます。しかしながら、一定規模以上の宅地分譲は民間事業者が実施するに当たって多くの条件を満たさないと事業着手できないため、容易に進むものではないと考えております。

町といたしましては、様々な機会を捉えて宅地分譲が進められるよう民間事業者に働きかけ、進められる事

業が出てきた場合には、必要に応じ支援を検討していきたいと考えております。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） そうなると、私が前回質問したときから4年近くたっているんですが、状況は変わらずといふようなことだと思います。

ただ、昨日鈴木議員が質問されましたが、長南町の公営住宅の跡地があるんですよね。長南住宅の跡地とか、これから跡地になるであろう豊原住宅など、そういう町有地の開発計画というのは、それほど計画を進めるのは難しくないのかなというふうに思うのですが、そういう部分について町のお考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 長南住宅跡地につきましては、敷地の約4分の3程度が土砂災害警戒区域に指定されていることや敷地も2段に分かれていることなどから、まとまった敷地の住宅開発は難しいのではないかとうふうに考えております。

豊原住宅につきましては、鈴木議員の質問に答弁させていただいたとおり、住居系というふうに考えておりますので、ご質問の箇所につきまして、民間事業者によります住宅開発の相談があれば前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 建設課長も民間事業者に頼りたいということあります。

先日といつても8月でしたか、睦沢町の川島グリーンタウンというところで、21区画購入者募集というビラが新聞に入りました。実は、この問合せ先が睦沢町役場企画財政課なんですね。そういう近隣町村では町が主体となって分譲計画もしているというところもありますということを、私指摘したいと思います。

長南住宅があまり適地ではないということは、私も重々承知しておったんですが、豊原住宅に関しては、高台にある、そしてそこそこの面積がある、茂原あるいは睦沢の道の駅周辺の買物にもほどほど近いということで、分譲地として適地ではないかというふうに考えます。

その場所を町主体ではなかなかできないということであれば、積極的に不動産業者とかにお願いして、今後の若者が住める分譲地という形で進めていっていただきたいというふうに考えます。

3番目の件名にいきます。選挙の投票日の投票時間について。これはまず、選挙の種類は問いませんが、過去直近3回ほどの投票日の夕方18時から20時あたりの投票者数を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（河野 勉） 今回の参議院選挙の午後6時以降の投票者数では、町全体では194名、当日の投票者に対する割合では10.89%の方が投票を行っております。

なお、昨年度から実施をされております過去3回の選挙との比較となりますが、午後6時以降の数値を取っていないため、午後5時35分以降での投票者数及び当日の投票者に対する割合での比較とはなりますが、同じように今回の参議院選挙では286名、16.06%。4月27日執行の町議会議員の補欠選挙では205名、13.76%。3

月16日執行の知事選挙では188名、14.94%。昨年10月27日執行の衆議院議員選挙では223名、11.45%であり、今回の選挙が午後5時35分以降の投票者数が一番多い結果となっております。

この要因としましては、今回猛暑によりまして、有権者が日中の暑さを避け、夕方以降に投票に訪れたことも増加の要因であると、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 投票日当日の夕方2時間ぐらいの間に、投票者数の1割近くということですか、10%前後の人人が投票に来ているということが分かりました。

もう一つ伺います。直近3回ほどの期日前投票、あるいは不在者投票の投票者数を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（河野 勉） 今回の参議院選挙の期日前投票者数は1,851名、不在者投票者数は48名。

4月27日執行の町議の補欠選挙では、期日前投票者数は1,154名、不在者投票者数は30名。3月16日執行の知事選挙では、期日前投票者数は1,258名、不在者投票者数は50名。昨年10月27日執行の衆議院議員選挙では、期日前投票者数は1,680名、不在者投票者数は55名であり、期日前投票者数は今回の選挙が最も多い結果と、このようになっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） では、伺いたいと思います。

期日前投票、あるいは不在者投票は、このところ非常に多くの方が投票に来ていただいているということです。そうであれば、投票終了時刻を2時間ほど繰り上げてはいかがかというふうに考えるわけです。

私たちが若かったとき、ちょっと年代としてよく分からぬんですけども、前はたしか18時終了でした。

いつの間にか投票終了時刻が20時になりました。ですから、これを思えば、投票時間をまた20時から18時に戻すんだよというような見方をすれば、18時までの投票時刻でもいいのではないかというふうに考えるわけなんですが、町の考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（河野 勉） 公職選挙法第40条、投票所の開閉時間におきまして、市町村の選挙管理委員会は特別な事情がある場合に限り、投票所を閉じる時刻を最大4時間まで繰り上げることができるとされております。平成15年12月1日から施行されております期日前投票制度は、従来行われておりました不在者投票制度と異なりまして、投票用紙を直接投票箱に入れることができる制度として期日前投票所と併せて定着をしてきております。

全国的に見ましても、今回の参議院議員選挙におきまして、投票終了の時間を繰り上げる投票所が増える傾向にあり、全国の投票所のうち40.5%が繰上げを実施しております。また、県内におきましても、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町が期日前投票所の定着を理由に、投票所を午後6時に閉鎖をしており、長生管内にお

ましても、今回の参議院議員選挙において、午後6時以降に投票した有権者数を調査するなどし、投票時刻を繰り上げる方向で検討を始めており、今回の午後6時以降の投票者数は、長南町が最も少なく194名、次いで睦沢町の284名、長柄町の336名、長生村の404名、白子町の450名、一宮町の668名となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 検討を始めていただいているということです。

確認すけれども、投票時刻を早めるということは、開票時刻も早くすることができるのでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（河野 勉） 開票開始時刻につきましては、公職選挙法第64条により、市町村の選挙管理委員会があらかじめ開票場所とともに日時を告示することとされており、すべての投票箱が送致されると見込まれる時刻に開票時刻を設定することは問題ないとされております。

ただし、国や県の選挙のように複数開票区で行われる選挙においては、当該選挙が行われる区域のいざれかで投票が行われている間に開票を開始することは選挙人の選挙行動に影響を及ぼすおそれがあるということから適切ではないという実例判例のほうがございます。

このことから、国・県選挙では、開票開始時刻を他市町村の投票終了時刻と合わせる必要がございますが、町選挙の場合はそのような制約はなく開票開始時刻を設定することが可能となります。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、大倉議員。

○8番（大倉正幸） 時間もそろそろなくなってきたそうですので、まとめたいと思います。

国政、あるいは県の選挙においては開票時刻を早めるということはなかなか難しいのかなというところですが、町独自の選挙では、当然ながら町だけの話ですので、6時投票終了、今までだと45分後ですから6時45分開票開始ということが可能であろうということあります。

実は数年前に私参議院選挙の比例の開票立会いをしたことがあるんですが、比例は非常に時間がかかりまして、午前2時頃までたしか関わった記憶があります。そのとき、帰りがけにある職員に、明日も朝から仕事かと聞いたら、朝から仕事ですよということで非常に落胆していたような感じの職員がおりましたけれども、選挙立会人とか開票立会人の負担軽減、あるいは職員の残業とか負担の軽減、その辺のことを考えますと、投票時刻の繰上げは、住民の周知を徹底すれば十分に可能なことだと思います。

ぜひ、できれば次回の町長選挙から、6時投票終了というようなことを検討していただきたいというふうに思います。

この質問に関しては、町側も検討していたということで、非常にタイムリーな質問がでて、私も非常にうれしく思います。ぜひ、そのようにお願いいたしまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで、8番、大倉議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月10日の午後1時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 1時56分）